| 開示事項 | 開示・記載上の注意 |
| --- | --- |
| ・　開示資料の表題 | ・　全部取得条項付種類株式の全部の取得であることが判別できる表題とする。  （例）「全部取得条項付種類株式の全部の取得に関するお知らせ」 |
| １．当該全部取得の目的及び理由 | ・　当該全部取得の目的及び理由について、上場会社における検討が開始された時期、上場会社における検討の経緯など、意思決定に至った過程を含め、わかりやすく具体的に記載する。  ※　意思決定に至った過程について、当該全部取得を行うに至った背景や、全部取得の取得対価として他の種類の株式を１株以上保有することとなる株主（以下「全部取得後株主」といいます。）の意思決定過程について全部取得後株主から聴取した内容を記載することも考えられます。なお、全部取得後株主の意思決定過程を記載する場合、上場会社の意思決定過程と全部取得後株主の意思決定過程が区別できるように記載してください。 |
| ２．当該全部取得の要旨 |  |
| （１）当該全部取得の日程 | ・　当該全部取得に係る株主総会基準日公告日、株主総会基準日、株主総会決議予定日、実施予定日（効力発生日）などの日程を記載する。 |
| （２）全部取得の対価の内容等 | ・　全部取得をする株券等の種類ごとに取得対価に関する事項として以下の事項を記載する。  ・　取得対価の内容  ・　取得対価の割当てに関する事項  ・　１株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額  〔対価として上場会社以外の者が発行する株券等を用いる場合〕  ・　対価に関する事項として下記事項を記載する。  （１）対価となる株券の発行会社の概要  ・　対価となる株券の発行会社について、「合併等の組織再編行為　記載要領①４．当該組織再編の当事会社の概要」と同様に記載する。  （２）対価の換価の方法に関する事項  ①　対価を取引する市場  ②　取引の媒介を行う者  ③　対価の譲渡その他の処分に制限がある場合には当該制限の内容（該当事項がない場合はその旨）  ④　対価がその権利の移転又は行使に第三者の許可等を要するものであるときは当該許可等を行う者の氏名又は名称及び住所その他当該許可等を得るための手続に関する事項（該当事項がない場合はその旨）  ⑤　対価に市場価格があるときはその価格に関する事項（該当事項がない場合はその旨）  ⑥　対価が自己株式の取得、持分の払戻しその他これらに相当する手続により払戻しができるものであるときはその方法に関する事項（該当事項がない場合はその旨） |
| ３．　全部取得の対価の根拠等 |  |
| （１）全部取得の対価の根拠及び理由 | ・　全部取得後株主との協議・交渉の過程及び全部取得の対価の考え方について、会社法上、事前開示事項として本店に備え置くべき書面等に記載されている内容（＊）と同等の内容を含め、上場会社の株主にとっての全部取得の対価の内容の相当性の観点から、わかりやすく具体的に記載する。  （＊）上場会社に親会社等がある場合には当該親会社等以外の株主の利益を害さないように留意した事項、１株未満の端数が生じる場合の処理の方法並びに当該処理により株主に交付されることが見込まれる金銭の額及び当該額の相当性に関する事項、最終事業年度の末日（最終事業年度がない場合にあっては、当該株式会社の成立の日）後に重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象が生じたときは、その内容など。  ・　上場会社が発行する株式以外の財産を対価として選択した場合、その理由をわかりやすく具体的に記載する。特に、流動性が低いなど換価が困難と考えられる財産を対価として選択した場合には、他の財産による代替可能性等の観点を踏まえて理由を記載する。  ※　全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領②３．（２）意見の根拠及び理由〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」に準じて、全部取得の対価に関する判断の理由及び公正な手続きを通じた株主利益への配慮に関する説明を含め、わかりやすく具体的に記載する。 |
| （２）算定に関する事項[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ] | ※　全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合で、全部取得の対価が公開買付け価格と同一の価格であり、全部取得条項付種類株式の全部の取得を行うことを決定する際に改めて算定書を取得しないときは、本項目を省略しても差し支えないものとする。 |
| ①　算定機関の名称並びに上場会社及び全部取得後株主等との関係 | ・　算定機関の名称を記載する。  ・　算定機関について重要な利害関係がある場合（＊）は、その関係の内容及び重要な利害関係がある算定機関に算定を依頼することとした理由を記載する。また、その場合において、弊害防止措置等を講じているときは当該措置の内容を記載する。  （＊）①　算定機関が関連当事者に該当する場合、②　全部取得後株主等（全部取得後株主の株主、役員、フィナンシャルアドバイザー等を含む。）から斡旋又は紹介を受けた算定機関に依頼した場合、③　算定機関が上場会社・全部取得後株主等の双方から依頼を受ける場合、④　算定機関又はその関係会社（その子会社を含む。）から当事会社が投融資を受けている場合　などが考えられます。  ・　重要な利害関係がない場合には、その旨を記載する。 |
| ②　算定の概要 | ・　具体的な算定方式、当該算定方式を採用した理由、各算定方式の算定結果の数値（レンジ可）及び各算定方式の算定の重要な前提条件（＊）を記載する。また、それに加えて、主として用いた算定方式がある場合にはその旨及び当該算定方式を主として用いた理由を記載する。  （＊）算定の重要な前提条件として市場株価法、類似会社比較法及びディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法については、以下の内容を含めて記載する。その他の算定手法については以下の内容に準じて重要な前提条件を記載する。  ①　市場株価法  ・算定基準日、計算対象期間及び算定基準日が算定書作成日当日又はその前営業日でない場合には、当該日を基準日とした理由  ・計算方法（終値単純平均か加重平均かの別）  ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容  ②　類似会社比較法  ・比較対象として選択した類似会社の名称及び当該会社を選択した理由  ・マルチプルとして用いた指標（ＥＶ／ＥＢＩＴＤＡ、ＰＥＲ、ＰＢＲなど）  ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容  ③　ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法  ・算定の前提とした財務予測（各事業年度における売上高、営業利益、ＥＢＩＴＤＡ及びフリー・キャッシュ・フローを含む。）の具体的な数値  ・算定の前提とした財務予測の出所  ・算定の前提とした財務予測が当該取引の実施を前提とするものか否か  ・算定の前提とした財務予測で大幅な増減益を見込んでいるときは、当該増減益の要因  ※　「大幅な増減益」に該当するかどうかについては、各当事会社の当該全部取得後５事業年度のいずれかにおいて、各々の前事業年度と比較して、利益の増加又は減少見込額が３０％未満であるか否かを目安とする。  ・割引率の具体的な数値（レンジ可）  ・継続価値の算定手法及び算定に用いたパラメータの具体的な数値（レンジ可）  ・その他特殊な前提条件がある場合には、その内容 |
| （３）上場廃止となる見込み | ・　全部取得により上場廃止となる見込みがある場合にはその旨及び下記事項を記載する。  ・　上場廃止を目的とする理由  ・　少数株主への影響及びそれに対する考え方  ・　上場廃止となる見込みがない場合には、その旨を記載する。 |
| （４）公正性を担保するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ] | ・　公正性を担保するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。  ※　公正性を担保するための措置の例としては、意思決定過程における恣意性を排除する観点から、算定機関から当該全部取得の内容に関する見解を記載した書面（公正性に関する評価を含む。）を取得することや、意思決定方法に関し、弁護士・アドバイザー等による独立したアドバイスを取得し、その名称並びに公開買付者及び上場会社との間における重要な利害関係の有無及びその内容を明らかにすること、また、必要に応じてそのアドバイスの内容を説明することなどが考えられます。  ※　算定機関から公正性に関する評価（いわゆる「フェアネス・オピニオン」）を取得している場合にはその内容を記載する（取得していない場合にはその旨を記載する。）。  ※　全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領②３．（６）公正性を担保するための措置〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。 |
| （５）利益相反を回避するための措置[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ] | ・　利益相反を回避するための措置の内容をわかりやすく具体的に記載する。特段の措置を講じていない場合にはその旨を記載する。  ※　利益相反を回避するための措置の例としては、当該全部取得の意思決定に至る過程において利害関係を有する取締役及び監査役の関与を排除することや、当該全部取得に利害関係を有しない社外監査役又は社外取締役が関与すること、取締役会から独立した特別委員会を設置し、当該全部取得に関し諮問すること、当該特別委員会に全部取得後株主との間で交渉を行うことを委嘱することなどが考えられます。  ※　全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段階目の手続きとして行われる場合以外の場合には、「公開買付け等に関する意見表明等　記載要領②３．（７）利益相反を回避するための措置〔ＭＢＯ等に関して意見表明を行う場合〕」と同様に記載する。 |
| ４．全部取得後株主の概要[上場株券の上場廃止が見込まれる場合のみ] | ※　全部取得が公開買付け後のいわゆる二段階買収の二段目の手続きとして行われる場合には、本項目を省略しても差し支えないものとする。  ・　全部取得後株主の概要として、名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金、設立年月日、大株主及び持株比率、上場会社と全部取得後株主との関係（＊）を記載する。  （＊）上場会社と全部取得後株主の関係は、以下の事項を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と全部取得後株主又は全部取得後株主の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には以下の事項に限らずその内容も含めて記載する。  ・　資本関係として、最近日における上場会社と全部取得後株主との間の出資の状況（間接保有分を含む。）を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　人的関係として、直前事業年度の末日における上場会社と全部取得後株主との間の役員又は従業員の派遣又は出向の状況を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　取引関係として、直前事業年度における上場会社と全部取得後株主との間の取引について概要を記載する。該当がない場合は、その旨を記載する。  ・　関連当事者への該当状況として、直前事業年度の末日において、全部取得後株主が上場会社の関連当事者に該当する場合には、関連当事者である旨及び関連当事者に該当する事由を記載する（関連当事者に該当しない場合は、その旨を記載する。）。  ※　全部取得後株主が個人である場合は、氏名、住所（市区町村まで）、上場会社と当該個人の関係（上場会社と当該個人（その近親者、当該個人及びその近親者が過半数所有している会社等並びにその子会社を含む。）との資本関係・人的関係・取引関係）を記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と当該個人又は当該個人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には上記の事項に限らずその内容も含めて記載する。  ※　全部取得後株主がファンドである場合は、名称、所在地、設立根拠等、組成目的、組成日、出資の総額、出資者・出資比率・出資者の概要、業務執行組合員の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金）、（海外ファンドの場合には、当該ファンドの本邦内における事務連絡先（国内代理人）の概要（名称、所在地、代表者の役職・氏名、事業内容、資本金））、上場会社と当該ファンドとの間の関係（出資の状況）、上場会社と業務執行組合員・国内代理人との間の関係（資本関係・人的関係・取引関係）を可能な範囲で記載する。また、その他特筆すべき関係（上場会社又は上場会社の関係者若しくは関係会社と、当該ファンドの出資者（原出資者を含む。）又は業務執行組合員・国内代理人若しくは業務執行組合員・国内代理人の関係者若しくは関係会社との間の関係を含む。）がある場合には、上記の事項に限らずその内容も含めて可能な範囲で記載する。  ※　上記開示事項について、追加出資、役員派遣、財政状態・経営成績の急激な変動、取引条件変更などにより最近日までに重要な状況の変化がある場合又は今後重要な状況の変化が見込まれる場合は、その内容も追加記載する。 |
| ５．今後の見通し | ・　全部取得後における経営体制の予定、方針・計画等がある場合は、その内容を記載する（外部説明において目標値・計画値などを用いる又は用いることを想定している場合は、原則としてそれらを含めて記載する。）。 |
| ・　その他投資者が会社情報を適切に理解・判断するために必要な事項 |  |
| 〔本行為が支配株主との取引等に関するものである場合〕  ・　支配株主との取引等に関する事項 | ・　当該取引が支配株主との取引等である旨を記載する。  ・　当該取引の「支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針」との適合状況を記載する。  ・　公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置に関する事項について記載する。  ・　当該取引等が少数株主にとって不利益なものではないことに関する、支配株主と利害関係のない者から入手した意見の概要について記載する。  　※　意見の入手日、入手先、内容（その理由を含む）の概要がわかるように記載する。  ※　支配株主との取引等には、支配株主に加え、施行規則で定める者との取引が含まれます。詳細については「【支配株主との重要な取引等に係る企業行動規範に関する実務上の留意事項等】」を参照してください。 |